

平成30年第1回砂川市議会臨時会

平成30年4月13日（金曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 議会運営委員の欠員補充の選任について
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
増井 浩一議員
武田 圭介議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月13日
至 4月13日 1日間
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

(日程追加)

議会運営委員の欠員補充の選任について

○出席議員（12名）

議長 飯澤明彦君

副議長 水島美喜子君

議員 増井浩一君
中道博武君
武田真君
辻勲君
沢田広志君

議員 多比良和伸君
佐々木政幸君
武田圭介君
北谷文夫君
小黒弘君

○欠席議員（1名）

増山裕司君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	平林高之
総務部長	熊崎一弘
兼会計管理者	
総務部審議監	近藤恭史
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
税務課長	堀田一茂

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 和泉 肇

事務局長 川端 幸人

事務局主幹 山崎 敏彦

事務局長 渡部 秀樹

〔開会前に、副市長より新説明員紹介〕

開会 午前10時04分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成30年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 和泉 肇君 本日の会議に欠席の届け出のありました議員は、増山裕司議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増井浩一議員及び武田圭介議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月13日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
報告第2号 専決処分の報告について

○議長 飯澤明彦君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 専決処分の報告についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日は、平成29年12月21日木曜日午後3時ごろです。事故発生場所は、砂川市西5条北6丁目、北6丁目通りであります。損害賠償の相手方、相手方車両名、当市運転手については記載のとおりであります。当市車両名は、ダイハツミライース、札幌581う741であります。事故の概要は、当市車両が北6丁目通りを西に向かって走行中、西5条北6丁目交差点において西5条北通りの北側から走行してきた相手車両と衝突した事故であります。過失割合は、当市車両が40%、相手方車両が60%で、賠償金は6万9,326円であり、専決処分日は平成30年3月13日であります。支払い先は、砂川市東1条南15丁目1番7号、砂川北星ハイヤー株式会社であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私から報告第2号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、学校敷地内における校舎生徒玄関屋根の落雪による自動車事故損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。学校敷地内における校舎生徒玄関屋根の落雪による自動車事故損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日は、平成29年12月25日月曜日午後零時10分ごろであります。事故発生場所は、砂川市空知太東3条1丁目5番1号、砂川市立石山中学校敷地であります。損害賠償の相手方、相手方車両については記載のとおりであります。事故の概要は、石山中学校の生徒玄関屋根に降り積もった雪が相手方の車両に落下し、車両の屋根後部の一部を破損した事故であります。過失割合は、当市が100%であり、相手方に過失はございません。賠償金は24万7,914円であり、専決処分年月日は平成30年3月23日であります。支払い先は、記載のとおりであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、報告第2号の専決処分に関して質疑いたします。

まず1点目に、ただいま提案説明がございましたけれども、本専決処分の原因となった事故の原因や状況等のさらなる詳細について伺います。

2点目に、石山中学校におけるその後の対応について伺います。

以上、2点ほど伺います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） ただいま2点ほど質疑をいただいたところですので、順次ご答弁申し上げます。

まず最初に、原因、状況の詳細ということでございますが、今回の事故は昨年12月25日、登校した生徒の保護者が下校時の送迎のため校舎西側にある生徒玄関の前に停車していたところ、西側屋根から落雪により被害を受けたものであります。石山中学校における生徒玄関の屋根は、西、南、北側の3方向に緩やかに傾斜しており、冬期間は南北両側が積雪により通行不能となりますが、西側の出入りに係る安全確保のため定期的な雪庇落としや雪おろしを行っております。当日の朝も雪庇を小まめに落とし注意を払っておりましたが、この冬は降雪量が多く、前日からの降雨や当日の暖気の影響を受け、さらに午前中から防風が吹き荒れる状況にあったことから、落雪したものと考えております。

また、当日の防風の状況下ではセーフティーコーンの設置など生徒玄関前における駐停車禁止の明示が困難であったことも事故原因の一因になったものと考えております。

次に、2点目として石山中学校におけるその後の対応というご質問でございますが、事故発生直後石山中学校では生徒玄関付近に車両を停車しないように登校する生徒の保護者への周知を図り、生徒玄関の窓ガラスに張り紙をして生徒及び保護者への注意喚起を行ったところであります。また、1月中には生徒玄関屋根の雪どめを25カ所設置し、落雪防止の対策を講じるとともに、3学期からは生徒の通行スペースを確保した上で生徒玄関の正面にバリケードを設置して駐停車ができないよう措置したものであります。さらに、教育委員会といたしましては、事故が発生した当日に市内全ての小中学校に対し児童生徒玄関前の安全確保について改めて点検するよう指示したところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 専決に対する事実の確認でありますけれども、今ほど詳細に答弁をいただきましたが、今回なぜ質疑をさせていただいたかということ、12月25日、クリスマスだと通常はもう学業期を終えて休業期に入っていると思うのですが、なぜそういったようなところで生徒が登校して送迎等があったのかなといったところが気になったのと、それからことしは大雪であったので、定期的に雪庇落とし等を行っていたということでもありますけれども、当日天候等が悪いのであれば、今回は車両のほうに雪が落ちたということでもありますけれども、生徒玄関ですから万が一生徒に当たると生徒自身もけがをされるおそ

れもあったというようなことを考えれば、もうちょっと学校としても慎重に注意をするべきではなかったのかなと思いますし、その後の対応については先ほどの答弁でわかったのですが、確認ですけれども、通常は生徒玄関の際まで保護者の方であっても車の駐停車をするということは、普通は学校では考えられないと思うのですが、その辺というのはどうなっていたのか、それともう一点なのですけれども、今回専決処分で金額が示されておりますけれども、過去のにも交通事故等、物損事故等に伴う専決処分において賠償金が示されているのですが、従前から比べると若干高いような気もするのですけれども、この辺は当然保険会社さんですとか、いろいろな算定に当たるプロが入ったの金額の算定になったと思うのですけれども、その辺の状況を再質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ただいま3点ほどご質問をいただきましたと思いますので、順次ご答弁申し上げます。

まず、12月25日、石山中学校の終業式は12月21日ですから冬季休業期間中ということで、当日はサポート学習で登校していた生徒をお迎えに来た保護者ということでございます。

それから、2点目、生徒玄関付近の駐停車のふだんの措置ということになりますけれども、春から秋にかけて雪のない季節については面的にセーフティーコーンを駐車できないエリアを示して置いているという状況です。冬は、南北の道路が石山中学校の生徒玄関の前に走っておりまして、この路肩の雪や積雪の関係で、車の行き来の関係もありまして、セーフティーコーンを置けない日もありましたけれども、生徒玄関の屋根の積雪状態や雪庇の状況などを勘案しながら、状況によっては面的にセーフティーコーンを置いていたという状況でございます。

それから、賠償金の額ということでございますけれども、今回屋根の後部の損傷ということですが、その損傷した部分をスポット的に修復するというのは今行っておりません。というのは、どうしてもきれいに仕上がらないという部分がありますので、屋根ごと取りかえという修復方法になります。したがって、屋根の丸ごと取りかえということになった上に屋根の下に骨組みもありますので、そちらのほうの影響もあると。さらには、フロントガラスにルーフは接続しておりますので、そちらのフロントガラスの脱着もそういう作業で発生していくというような、屋根部分以外のところでもそういう修繕作業が行われるということもあり、整備工場に入れた中での代車費用も含まれておりますので、これらを合計いたしまして24万7,914円となったところであります。

なお、その整備の費用につきましては、整備工場で見積もりをいたしましたけれども、保険会社において査定をした上での損害賠償額となっているところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 詳細はわかりました。先ほども言いましたけれども、今回たまたま車両

のほうにそういった雪庇等が落ちてきたという形でありましたけれども、生徒玄関ですから、やはり学校も大事なお子さんを預かっているわけでありますので、その辺は今新年度になりましたけれども、新年度においても教育委員会のほうで引き続きしっかり対応していただきたいと思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も報告第2号の関係で、今武田議員が質疑をしたのですが、実は私はちょっと現場を見に行ってきたのですが、結構構造上難しい状況があるのかなと。この石山中学校、最近の新しい小学校と比べて駐車場というスペースがそもそも見当たらないのです。それこそ今回の事故があったところに市道っぽい道路が走っている。片側がグラウンドになっているという状況があって、最近は特に子供さん方を迎えにとか送ったりする保護者の方が多くなっているのではないかなと思うのです、車で。そういうことからすると、学校の構造上としても普通であれば駐車場がもっと手前にありますから、駐車場に置いてそこで子供を待つか、あるいは玄関まで歩いていくかという状況になると思うのですが、玄関に非常にとめやすい状況になっているということがあるので、この辺のことも今後少し改善の余地があるのかなと思うのです。そこら辺のところをどう考えていらっしゃるのかと、それから今後の対応としては生徒用の玄関の今回落ちたところに雪どめをするということのようなのですが、これも不思議なように、何であんな屋根の形態にしたのかなと思うのですが、それこそ傾斜が子供たちが歩く正面側に落ちるような構造になっているのです。今回これは現場を見ると本当に子供が巻き込まれないでよかったと思うぐらいな状況でして、今後その雪どめをするということになると今度は雪が滑らないでそこにたまる状態になりますよね。見ていくと、この玄関の屋根は下にたわんでいるのです、少し。そのたわみを多分それ以上ならないように防いでいるのだろうと思うのですが、たるきのちょっと太目なやつで外から補強してあるような、何ともこれはちょっとこのままおいておいたら危ないのではないかなと思うような感じなのです。雪どめはいいのですが、さっきも言ったように雪の重みによってそのたわみがさらに深まってきたときに屋根自体が崩れてしまうような心配はないのかなのですけれども、その辺も含めて今後の対応というところは十分にされているのかどうかをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 今ほど2点ほどご質問いただいたと思いますけれども、まず駐車場がない。それによって玄関前に来てしまうことの改善ということでございますけれども、これにつきましてはことしの冬セーフティーコーン、プラスチックそのものということで、強風で置けなかった部分もあったと1回目で答弁申し上げましたけれども、今年度はそこに砂をつけるだとか、風に耐えられるような全天候型というのでしょうか

か、そういうセーフティーコーンをここの冬は置くように学校のほうでも今考えているところでございます。

それから、屋根につきましては、登校する日は全て職員及び教員が生徒玄関の屋根を見ております。その中でやはりたまってしまうとそういういろいろな危険性だとか問題も起きますので、それは日常的な管理業務としてやっておりますので、これを引き続きやりまして、今回のような天候の急な変化も含めて毎日の点検をしっかりとって、落雪にならないような玄関の維持管理をさせていただきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 黒弘議員。

○黒弘議員 今後の対応ということでのことで、余りそこを深くというのも遠慮したいとは思いますが、ただ先ほども言ったように屋根のたわみ方がちょっと気になるのです。多分それは学校のほうもわかっていながら、外づけて細い板の補強という形をとっているのではないかと考えるのですが、いつもいつも見ていて対処しているという状況は今次長のお話の中でわかったのですが、これは年数も古くなってきているし、子供たちの安全から、絶対雪というのは砂川にとってはもう欠かせないものでもあるし、しかも雪どめをするということになってくるとさっきも言いましたように雪の重みというのはまたさらに今よりも重たい状況になってくると思うので、今後少しその辺も含めてしっかりとした対応をとっていただければと思います。

以上です。終わります。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号及び第2号の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長 飯澤明彦君 日程第4、議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、砂川市税条例等の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと思います。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては21ページ、議案第1号附属説明資料ナンバー1によりご説明を申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、市税条例の

改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。

第2条の改正は用語の定め、第19条の改正は納期限後に納付し、または納入する税金または納入金にかかわる延滞金の定めであり、いずれも条文の適正化を図る改正規定であります。

第20条の改正は、年当たりの割合の基礎となる日数の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び条文の適正化を図る改正規定であります。

第23条第1項、第3項の改正は、市民税の納税義務者等の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

第24条第1項の改正は、個人の市民税の非課税の範囲の定めであり、条文の適正化並びに障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴う改正規定であります。

なお、今般の個人市民税の改正につきましては、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけではなく、さまざまな形で働く人を後押しする観点から、所得税と同様給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるものであります。

第24条第2項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、控除対象配偶者の定義変更に伴う改正規定及び均等割非課税限度額の引き上げに伴う改正規定であります。

第31条第2項、第3項の改正は、均等割の税率の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

第34条の2の改正は、所得控除の定めであり、基礎控除額に所得要件を創設する改正規定であります。

第34条の6の改正は、調整控除の定めであり、所得控除同様に調整控除額に所得要件を創設する改正規定及び条文の適正化を図る改正規定であります。

第36条の2第1項の改正は、市民税の申告の定めであり、条文の適正化を図る改正規定及び年金所得者にかかわる配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴う改正規定であります。

第36条の2第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、条文の適正化を図る改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第36条の4第3項の改正は市民税にかかわる不申告に関する過料の定め、第43条第1項の改正は普通徴収にかかわる個人の市民税の賦課額の変更または決定及びこれらにかかわる延滞金の徴収の定めであり、いずれも条文の適正化を図る改正規定であります。

第47条の3の改正は、特別徴収義務者の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理

であります。

第47条の5第1項、第3項の改正は、年金所得にかかわる仮特別徴収税額等の定めであり、条文の適正化を図る改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第48条第1項の改正は、法人の市民税の申告納付の定めであり、第48条第10項及び第11項の追加に伴う改正規定であります。

第48条第2項は、同条第1項と同様の定めであり、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除する条文追加であります。

第48条第3項は、同条第1項と同様の定めであり、租税特別措置法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除する条文追加であります。

第48条第4項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、条文の適正化を図る改正規定、引用条項等の変更に伴う条文整理並びに第48条第2項及び第3項の追加に伴う項の移動であります。

第48条第5項、第6項、第7項、第8項、第9項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、引用条項等の変更に伴う条文整理並びに第48条第2項及び第3項の追加に伴う項の移動であります。

第48条第10項、第11項、第12項は、同条第1項と同様の定めであり、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての条文追加であります。

第51条第1項の改正は市民税の減免の定め、第52条第1項の改正は法人の市民税にかかわる納期限の延長の場合の延滞金の定めであり、いずれも条文の適正化を図る改正規定であります。

第52条第2項、次の第52条第3項は、同条第1項と同様の定めであり、それぞれ第48条第7項、第50条第4項の規定による第52条第1項の延滞金額について準用する場合において、納期限の延長の場合の延滞金について申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算する読みかえ規定の条文追加であります。

第52条第4項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、条文の適正化を図る改正規定並びに第52条第2項及び第3項の追加に伴う項の移動であります。

第52条第5項、次の第52条第6項は、同条第1項と同様の定めであり、それぞれ第48条第7項、第50条第4項の規定による第52条第4項の延滞金額について準用する場合において、納期限の延長の場合の延滞金について申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算する読

みかえ規定の条文追加であります。

第53条の7の改正は、特別徴収税額の納入の義務等の定めであり、地方税法施行規則の改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第53条の9第1項の改正は、退職所得申告書の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

第54条第7項の改正は、固定資産税の納税義務者等の定めであり、地方税法施行規則の改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第62条の改正は、固定資産税の税率の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

第67条第1項の改正は、固定資産税の納期の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び条文の適正化を図る改正規定であります。

第67条第2項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、条文の適正化を図る改正規定並びに第2項及び第3項の削除に伴う項の移動であります。

第68条第2項、第3項は、固定資産税の徴収の方法の定めであり、第67条第2項及び第3項からの条文の移動に伴う条文追加であります。

第68条第4項は、同条第2項と同様の定めであり、第68条第1項の規定によって固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者にかかわる都市計画税をあわせて賦課し、及び徴収するものとする条文追加であります。

第73条第1項の改正は、申請または申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

第92条は、製造たばこの区分の定めであり、製造たばこの区分を新たに創設したことに伴う条文追加であります。

第92条の2の改正は、市たばこ税の納税義務者等の定めであり、92条の追加に伴う条の移動であります。

第93条の2は、製造たばことみなす場合の定めであり、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、前2者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者、その他これらに準ずる者として総務省令で定める者により売り渡し、消費等または引き渡しがされたもの及び輸入したものについては、製造たばことみなすこととする条文追加であります。

第94条第1項の改正は、たばこ税の課税標準の定めであり、引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

第94条第2項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

第94条第3項は、同条第1項と同様の定めであり、加熱式たばこを第1項の製造たば

ここに換算する方法の条文追加であります。

第94条第4項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、条文の適正化を図る改正規定及び第94条第3項の追加に伴う項の移動であります。

第94条第5項は、同条第1項と同様の定めであり、第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する方法の条文追加であります。

第94条第6項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、条文の適正化を図る改正規定並びに第94条第3項及び第5項の追加に伴う項の移動であります。

第94条第7項、第8項、第9項、第10項は、同条第1項と同様の定めであり、第3項第3号に掲げる加熱式たばこにかかわる小売定価相当金額を紙巻きたばこの本数に換算する方法の条文追加であります。

第95条の改正は、たばこ税の税率の定めであり、たばこ税の税率を1,000本当たり5,262円から1,000本当たり5,692円に引き上げる改正規定であります。

第95条の2第3項の改正は、たばこ税の課税免除の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第95条の4第1項の改正はたばこ税の申告納付の手續の定め、第112条の改正は鉱産税の税率の定めであり、いずれも条文の適正化を図る改正規定であります。

第130条の2の2の改正は、特別土地保有税の非課税の定めであり、地方税法第586条第2項第30号に規定する条例で定める用途に供する土地に、砂川市土地開発公社の事業の用に供する土地を加える改正規定であります。

第136条第2項の改正は都市計画税の納税義務者等の定め、第137条第1項の改正は都市計画税の非課税の定め、第138条の改正は都市計画税の税率の定め、第141条の改正は都市計画税の賦課徴収等の定めであり、いずれも条文の適正化を図る改正規定であります。

第143条第1項の改正は、国民健康保険税の課税額の定めであり、保険者の広域化に伴う改正規定であります。

第143条第2項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び基礎課税額の限度額について54万円を58万円にする改正規定であります。

第143条第3項、第4項の改正は、同条第1項と同様の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び条文の適正化を図る改正規定であります。

第147条の改正は、国民健康保険税の案分率の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

第159条の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、減額後の課税限度額を第143条第2項の改正と同様にする改正規定及び軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乗ずるべき金額について、5割軽減は27万円を27万5,000円に、2割軽減については49万円を50万円に引き上げる改正規定並びに条文の適正化を図る

改正規定であります。

課税限度額につきましては、地方税法施行令の改正により基礎課税分が4万円引き上げられたため、国民健康保険税の納税義務者のうち介護納付金分にも該当する40歳以上64歳までの世帯の課税限度額は現行89万円が93万円となり、それ以外の世帯の課税限度額は現行73万円が77万円となるものであります。

この限度額の引き上げにつきましては、経営姿勢が評価される特別調整交付金の交付基準の一つに限度額を国と同額としていることが定められていることから、調整交付金の算定に影響すること、また今年度から始まった国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う北海道への納付金算定に当たり、国と同額の限度額をもとに算定されることから、法令のとおり引き上げるものであり、影響額といたしましては平成30年度予算で試算しますと年税額で96万円の増となるものであります。

また、軽減措置の拡充につきましては、消費者物価の伸び等を考慮し、低所得者の負担軽減を図るものであります。影響額といたしましては平成30年度予算では5割軽減、2割軽減として年税額で19万7,000円の減となります。この軽減措置の拡充に伴う影響分につきましては別途地方財政措置により補填されるものであり、国民健康保険会計には影響を及ぼさないところであります。

課税限度額の改正、軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明を申し上げます。39ページ、附属説明資料ナンバー2をごらん願います。医療給付費分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございます。この表の改正部分は、5割軽減、2割軽減と超過額の改正であります。一番右の合計欄で説明いたします。5割軽減は現行507世帯が改正後511世帯となり、4世帯の増、2割軽減は現行279世帯が改正後283世帯となり、4世帯の増であり、5割軽減と2割軽減を合わせた影響は8世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が13万7,000円の増となります。限度額は、現行26世帯、限度額54万円が改正後は2世帯減の24世帯、限度額58万円となります。限度額改正による影響額は、限度額が上がることから超過による軽減額が96万円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分13万7,000円の減、限度額分96万円の増により差し引き82万3,000円の増、収入見込みでは77万8,000円の増となります。

次に、40ページの附属説明資料ナンバー3は、後期高齢者支援金分の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減と2割軽減の改正であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減、2割軽減とも影響する対象世帯は医療給付費分と同様ですが、軽減の拡充による影響額は軽減額が4万2,000円の増となり、年税額で4万2,000円の減、収入見込みで4万円の減となります。

次に、41ページの附属説明資料ナンバー4は、介護納付金分の課税額の比較表であり

ます。この表の改正部分は、5割軽減と2割軽減であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減は現行169世帯が改正後172世帯となり、3世帯の増、2割軽減は影響する対象世帯数の増減はなく、軽減の拡充による影響額は軽減額が1万8,000円の増となり、年税額で1万8,000円の減、収入見込みで1万7,000円の減となります。

次に、42ページの附属説明資料ナンバー5は、給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正は限度額が医療分で4万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が88万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が132万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため、税額が減となり、所得が609万円以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。

備考欄をごらんください。ここには、限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、医療分の限度額の引き上げの影響は給与収入で799万400円を超える世帯から影響が生じ、年収852万2,300円を超えると一律4万円の増額となるものであります。

同様に43ページの附属説明資料ナンバー6は、給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正では介護分の限度額の引き上げが行われなかったことから、給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合と同様に限度額が4万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が88万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が132万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため、税額が減となり、所得が609万円以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。

備考欄をごらんください。限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階であります。医療分の影響は附属説明資料ナンバー5と同様であります。

以上が国民健康保険税における限度額の引き上げ、軽減措置の拡充に関する影響の附属説明資料の説明であります。

次に、附属説明資料ナンバー1にお戻りいただきまして、29ページをごらん願います。上段の附則第3条の2の改正からご説明申し上げます。附則第3条の2の改正は延滞金の割合等の特例の定め、附則第4条第1項の改正は納期限の延長にかかわる延滞金の特例の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理及び条文の適正化を図る改正規定であります。

附則第5条第1項の改正は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の定めであり、所得割非課税限度額の引き上げに伴う改正規定であります。

附則第10条の2第3項の改正は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定め、附則第10条の2第4項、第5項の改正は同条第3項と同様の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び附則第10条の2第3項の削除に伴う項の移動であります。

附則第10条の2第6項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項は、いずれも同条第3項と同様の定めであり、固定資産税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができる項目が追加されたことによる条文追加であります。

附則第10条の2第14項から次のページの第21項の改正は、それぞれ同条第3項と同様の定めであり、附則第10条の2第9項から第13項の追加に伴う項の移動及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第10条の3第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、地方税法施行令及び地方税法施行規則等の改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第10条の3第9項は、同条第3項と同様の定めであり、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書の条文追加であります。

附則第11条の改正は、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の定めであり、土地に対して課する課税の特例に関する用語の意義の規定を3年延長する改正規定及び条文の適正化を図る改正規定であります。

附則第11条の2の改正は、平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例の定めであり、土地の価格の下落修正措置の適用を延長する改正規定であります。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、宅地等に対して課する課税の特例の適用を3年延長する改正規定及び条文の適正化を図る改正規定であります。

附則第13条の改正は、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、農地に対して課する課税の特例の適用を3年延長する改正規定であります。

附則第15条第1項、第2項の改正は、特別土地保有税の課税の特例の定めであり、特別土地保有税の課税の特例の適用を3年延長する改正規定であります。

附則第17条の2第3項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、租税特別措置法の改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第17条の3の改正は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる個人市民税の課税の特例の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

附則第21条の5は、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を

受けようとする者がすべき申告の定めであり、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出する申告書の条文追加であります。

附則第21条の6の改正は、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、宅地等に対して課する課税の特例の適用を3年延長する改正規定及び附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の7の改正は、附則第21条の6と同様の定めであり、商業地等に対して課する課税の特例の適用を3年延長する改正規定及び条文の適正化を図る改正規定並びに附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の8の改正は、附則第21条の6と同様の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理、附則第21条の6の規定を受ける宅地等に対して課する宅地等調整都市計画税額の特例の適用を3年延長する改正規定及び条文の適正化を図る改正規定並びに附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の9の改正は、附則第21条の6と同様の定めであり、当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下の商業地等に対して課する課税の特例の適用を3年延長する改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理並びに附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の10の改正は、附則第21の6と同様の定めであり、当該年度の負担水準が0.7を超える商業地等に対して課する課税の特例の適用を3年延長する改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理並びに附則第21条の5の追加に伴う条の移動であります。

附則第22条の改正は、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、農地に対して課する課税の特例の適用を3年延長する改正規定であります。

附則第22条の3の改正は、読みかえ規定の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第23条の改正は、都市計画税の課税標準の特例の定めであり、地方税法の改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第27条の改正は公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第28条の改正は上場株式等にかかわる配当所得等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第29条の改正は長期譲渡所得にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第30条の改正は短期譲渡所得にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第31条の改正は一般株式等にかかわる譲渡所得等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第32条の改正は上場株式等にかかわる譲渡所得等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第33条の改正は先物取引にかかわる雑所得等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第34条の改正は土地の譲渡等にか

かわる事業所得等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第35条の改正は特例適用利子等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第36条の改正は特例適用配当等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第37条の改正は条約適用利子等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第38条の改正は条約適用配当等にかかわる国民健康保険税の課税の特例の定めであり、いずれも条文の適正化を図る改正規定であります。

次に、第2条は、砂川市税条例の一部改正であります。この改正は、第1条で改正した内容について改めて改正が必要になることによるものであります。

第94条第3項の改正は、たばこ税の課税標準の定めであり、加熱式たばこを第1項の製造たばこの本数に換算する換算率について、0.8を0.6に、0.2を0.4に改める改正規定であります。

附則第10条の2第19項、第20項の改正は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定め、附則第21条の3の改正は都市計画税の法附則第15条第44項の条例で定める割合の定め、附則第21条の4の改正は都市計画税の法附則第15条第45項の条例で定める割合の定めであり、いずれも地方税法の改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、第3条は、砂川市税条例の一部改正であります。この改正は、第2条で改正した内容について改めて改正が必要になることによるものであります。

第94条第3項の改正は、たばこ税の課税標準の定めであり、加熱式たばこを第1項の製造たばこの本数に換算する換算率について、0.6を0.4に、0.4を0.6に改める改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第95条の改正は、たばこ税の税率の定めであり、たばこ税の税率を1,000本当たり5,692円から1,000本当たり6,122円に引き上げる改正規定であります。

次に、第4条は、砂川市税条例の一部改正であります。この改正は、第3条で改正した内容について改めて改正が必要になることによるものであります。

第94条第3項の改正は、たばこ税の課税標準の定めであり、加熱式たばこを第1項の製造たばこの本数に換算する換算率について、0.4を0.2に、0.6を0.8に改める改正規定及び引用法律の変更等に伴う条文整理であります。

第95条の改正は、たばこ税の税率の定めであり、たばこ税の税率を1,000本当たり6,122円から1,000本当たり6,552円に引き上げる改正規定であります。

次に、第5条は、砂川市税条例の一部改正であります。この改正は、第4条で改正した内容について改めて改正が必要になることによるものであります。

第93条の2の改正は、製造たばことみなす場合の定めであり、加熱式たばこを第94条第1項の製造たばこの本数に換算する方法の経過措置の終了による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第94条第3項、第4項の改正は、たばこ税の課税標準の定めであり、加熱式たばこを第1項の製造たばこの本数に換算する方法の経過措置の終了に伴う改正規定であります。

第94条第5項、第7項、第8項の改正は、同条第3項と同様の定めであり、加熱式たばこを第1項の製造たばこの本数に換算する方法の経過措置の終了による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第94条第9項の改正は、同条第3項と同様の定めであり、加熱式たばこを第1項の製造たばこの本数に換算する方法の経過措置の終了に伴う項の移動であります。

次に、第6条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成27年6月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について改正した内容を改めて改正が必要になったことによるものであります。

附則第5条第2項、第4項、第13項、第14項の改正は、市たばこ税に関する経過措置の定めであり、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこにかかわる税率の経過措置について平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用することに伴う所要の改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、第7条は、砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成29年3月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について改正した内容を改めて改正が必要になったことによるものであります。

第81条の3の改正は、環境性能割の課税標準の定めであり、第81条の4の2の条文追加に伴う条文の適正化を図る改正規定であります。

第81条の4の2は、環境性能割の免税点の定めであり、環境性能割の免税点を通常の取得価格が50万円以下である3輪以上の軽自動車とする条文追加であります。

次に、14ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定めるものは平成30年10月1日から、第2号に定めるものは平成31年1月1日から、第3号に定めるものは平成31年4月1日から、第4号に定めるものは平成31年10月1日から、第5号に定めるものは平成32年4月1日から、第6号に定めるものは平成32年10月1日から、第7号に定めるものは平成33年1月1日から、第8号に定めるものは平成33年10月1日から、第9号に定めるものは平成34年10月1日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置の定めであり、それぞれの改正に関する部分は平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用するもので、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によるものであります。

第3条及び第4条は、固定資産税に関する経過措置の定めであり、それぞれの改正に関する部分は別段の定めがあるものを除き、平成30年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用するもので、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

第5条は市たばこ税に関する経過措置の定め、第6条は手持ち品課税にかかわる市たばこ税の定め、第7条は手持ち品課税にかかわる市たばこ税に関する経過措置の定め、第8条は市たばこ税に関する経過措置の定め、第9条は手持ち品課税にかかわる市たばこ税の定め、第10条は市たばこ税に関する経過措置の定め、第11条は手持ち品課税にかかわる市たばこ税の定めであり、平成30年10月1日から平成33年10月1日までの間に3段階における税率の引き上げ及び手持ち品課税にかかわる経過措置であります。

第12条は都市計画税に関する経過措置、第13条は国民健康保険税に関する経過措置の定めであり、それぞれの改正に関する部分は別段の定めがあるものを除き、平成30年度以後の年度分から適用するもので、平成29年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の質疑を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例について7点ほど質疑を行います。

1点目は、今回の税条例の改正に伴うたばこ税の引き上げが平成30年度当初予算の歳入で計上されていた歳入見込みと比べてどの程度影響が出てくるものなのか。

2点目に、たばこ税に関してはたばこ税の引き上げが実施されるに当たって従前より手持ち品課税が実施されてきましたが、今回の改正によるたばこ税の引き上げにあっては平成33年までの間に通算して4回にわたって実施されていくと伝わってきています。税の公平な負担を考えたときには、納税者が納税の義務をしっかりと果たすように周知の徹底がされなければならないと考えますが、その点についての対応はどのように考えているのか。

3点目に、今回の改正においても国民健康保険税については課税限度額の引き上げや軽

減判定所得の見直しが行われます。そのことによる国民健康保険特別会計全体に与える影響はどの程度のものか。

4点目に、医療の効率的な提供を推進する観点から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき療養病床を介護保険施設等へ転換するための病床転換助成事業が実施されています。この事業のため、市町村は保険者として病床転換支援金等を社会保険診療報酬支払基金に対して納付する義務を有しています。国民健康保険税の病床転換支援金等にかかわる特例として、地方税法附則第38条の3の読みかえ規定に基づいて国民健康保険税の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用に病床転換支援金等の納付に要する費用が含まれ、当初は平成29年度末で終了する予定とされていましたが、全国的に療養病床の介護保険施設等への転換が進んでいない現状から、平成35年度末まで6年間延長されました。地方税法附則で規定する読みかえ規定が直接条例に適用されないため、自治体によっては市税条例等の改正にあわせて条例で同趣旨であることを明確にするため、条例本則に盛り込んで改正をしたり、条例附則で個別に規定していたりするところもありますが、今回上程されている市税条例改正案を見てもそういったものが盛り込まれていませんが、それでも影響がないのか。

5点目に、今税制改正においては固定資産税に関して平成30年度が土地、家屋について3年に1度価格の変化を反映する固定資産の評価がえの年であることから、土地にかかわる評価がえに際しては価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するため、条例減額制度による負担調整措置等も盛り込まれています。今回上程されている市税条例改正案には入っていませんが、その考えについて。

6点目に、今回の条例改正案にも盛り込まれていますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う一定のものについては建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った際に申告をすることにより、固定資産税及び都市計画税の減額が可能となるとされていますが、この改正による影響について。

最後に、7点目は今税制改正で議論されていた中小企業の生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について、この市税条例の改正にあわせて固定資産税の特例措置についての改正案が出てくるのではないかと想定していたところですが、今回上程されている市税条例改正案にはありません。この点についてどのように考えているのか。

以上の点を伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 7点ほどのご質問をいただきましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、今回の市税条例改正に伴う市たばこ税の見込みについてであります。今般の市たばこ税の改正は、たばこ税は、消費量が長期的に減少している中、累次の税率の引き上

げにより現在でも都道府県及び市町村合わせて1兆円を超える税収を維持し、地方の貴重な財源となっております。しかしながら、紙巻きたばこの販売数量は年々減少幅が拡大し、たばこ税収は大きく減少することが見込まれている状況にあり、また高齢化の進展による社会保障費の増加など、国、地方あわせて引き続き厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税の負担水準を見直すことと加熱式たばこについては加熱式たばこ紙巻きたばこの間、加熱式たばこ間に大きな税率格差が存在している中で、近年急速に市場が拡大していることから、その製品特性を踏まえた課税方式への見直しが行われるものであります。今回の改正による影響額であります。今後の消費本数の見込みの把握が難しいところではありますので、現在の消費本数をもとに3段階での改正後の税率で置きかえて試算いたしますと、4,300万円程度の増額になるものと考えております。また、参考といたしまして、紙巻きたばこ1箱の例で試算しますと、現在1箱20本入りが440円で、うち市たばこの税金部分が105.24円と仮定しますと、国、道、市、それぞれの税率が3段階で引き上げられることから、改正による市たばこ税分は25.8円ふえ、市たばこ税も含めた全体の税金が60円ふえることから、税金以外をそのままの価格と仮定すれば500円になるところでございます。

次に、たばこ税の手持ち品課税についてきちんと納税してもらうための周知に関してありますが、たばこ税の手持ち品課税につきましては、税率の引き上げの際に改正後のたばこ税を適正に確保すること、税率引き上げ日前に小売販売業者等が旧税率で課税された製造たばこを大量に買い置きし、税率引き上げ日以降に新税率で販売することによってその差額を不当に利得することなどを防止するため、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するものであります。今般の税制改正に伴い3度にわたる税率の見直し、また以前の税制改正による紙巻きたばこ3級品の特例税率の廃止に伴った手持ち品課税の第4段階目も含め、今後平成30年10月1日から33年10月1日までに計4度の手持ち品課税が実施されるところであります。

きちんと納税してもらうための周知の関係でございますが、手持ち品課税事務につきましてはたばこ税が国、都道府県、市町村における税であることから、三税が協議の上それぞれが役割分担をしながら手引や申告書用紙の作成等を行い、市においても対象業者へ発送事務を行っております。周知につきまして、対象事業者へは申告書の送付時に制度の内容、手続を詳細に記載した申告の手引書やリーフレットを同封しているほか、国税庁や総務省のホームページに手持ち品課税に関する情報を掲載しております。市においては、手持ち品課税が対象となる業者がたばこを通常扱っているところと限定的であることから、窓口の設置などを行い、小売販売業者等から問い合わせ、相談などがあつた場合には丁寧な説明を行い、適正な申告、納付を行っていただけるよう説明に努めていくところでございます。

次に、条例改正に伴う国民健康保険税についての限度額引き上げ、緩和措置による会計

全体の影響額についてであります。今回の課税限度額の引き上げ、軽減措置の拡充につきましては、国の改正とあわせて改正するところでございます。課税限度額の引き上げは、高齢化の進展や医療の高度化などにより医療給付費等が増加する中、被保険者の所得が伸びない状況においては必要な保険税収入を確保するため上限額の引き上げを行わず保険税率の引き上げを行うことは、高所得者層の負担と比較して中間所得者層の負担がより重くなるところでございます。国は、限度額を超える超過世帯割合を被用者保険に近づける計画であり、また基礎課税分の超過世帯割合が後期高齢者支援金、介護納付金と比べて高いことから、基礎課税分のみを4万円引き上げる改正であります。今回の課税限度額引き上げによる影響額につきましては、対象世帯が2世帯減となり、軽減額が減ることになりますので、年税額といたしましては96万円の増となるところでございます。

次に、軽減措置の拡充でございますが、最近の物価上昇を踏まえ、物価上昇により軽減対象だった人が軽減から外れないようにするため、4年連続での改正であり、5割、2割軽減の拡充が行われます。今回の軽減措置改正による影響額は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金それぞれ対象であり、軽減措置が拡充されることから、19万7,000円の減となるところでございます。限度額引き上げ、軽減額拡充の合わせた影響額は、年税額といたしまして76万3,000円の増となるところでございます。

次に、国民健康保険税の病床転換支援金等について、今条例改正において読みかえ規定を盛り込んでいないことについてであります。医療の効率的な提供を推進する観点から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、療養病床を介護保険施設などへ転換するための病床転換助成事業が実施されておりますが、介護保険施設への転換が進んでいない状況から、病床転換助成事業が6年間延長され、国民健康保険税における病床転換支援金等の納付の特例も同様に6年間延長することになりました。市においては、国民健康保険税における課税額の算定につきまして、従前より保険料の算定に用いるようなかかる費用を積み上げて交付金、助成金などを控除して算定する方法ではなく、保険税として総務省が参考として出している条例例を基本に、世帯主などの所得や人数などにより算定する方法により条例化していることや現在まで病床転換支援金等の納付に要する費用がほとんどかかっていないこともあり、従前より読みかえ規定については特段条文に規定していないところであります。現在のところ、保険税の算定、税率は変更がないところでございますので、今回の改正には読みかえ規定を盛り込んでいないところでございます。

次に、固定資産税の負担調整措置等についてであります。土地に係る固定資産税の負担調整措置につきましては、平成30年度評価がえにおいて大都市を中心に物価上昇の結果、負担水準が下落し、据え置き特例の対象となる据え置きゾーンを下回る土地が生じる一方、地方では地価下落の結果、据え置きゾーンを超えて上昇する土地が数多く生じると見込まれるところでございます。今般の税制改正において、負担調整措置は税負担の激変緩和という点では非常に大切な制度であること、現下の最優先の政策課題はデフレからの脱却を

確実なものとするなど踏まえ、平成30年度から32年度までの間は現行の負担調整措置を継続する地方税法の改正が行われたことから、市条例も同様に改正を行うものがあります。

次に、高齢者、障害者等の移動に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋の改修工事の際の固定資産税、都市計画税の減額についての市への影響についてですが、今般の改正では国は障害者の文化芸術活動が活発に行われるような環境整備など必要な施策を講じることとしており、劇場、音楽堂などは年齢、性別または障害の有無などにかかわらず、ともに文化芸術活動のできる環境を醸成し、劇場、音楽堂等の施設のバリアフリー化促進のための特例措置を講じることといたしました。具体的には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるような改修工事を行った場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、工事が完了した年の翌年度から2年分の当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、税額の3分の1に相当する金額を減額する制度であります。市への影響についてですが、これからの改修工事が対象であり、特別特定建築物に該当する家屋か、また建築物移動等円滑化誘導基準に適合するのか、文部科学大臣の認定を受けた施設であるのかなど幾つかの要件もあることから、改正後に創設された制度に該当する事例は少ないものと考えております。

最後に、今税制改正にあった生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置についての対応についてであります。政府は、2020年までの3年間を生産性革命集中投資期間として大胆な税制、予算、規制改革などの施策を総動員することとし、その集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に適合し、一定の要件を満たす中小企業の設備投資を対象として、固定資産税の課税標準を最初の3年間の価格をゼロ以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める特例率を乗じて得た額とすることができる制度を創設し、今般関連する地方税法が改正されたところであります。今回の市税条例で改正しなかったことにつきましては、当初は地方税法改正を見越し改正する予定でありましたが、生産性向上特別措置法のほうが現在まだ国会で審議中であることから、法律が成立後の早い段階で関係する市税条例を改正するものと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、今の答弁を踏まえて再質疑を行ってまいりますけれども、まず順番に行きますけれども、1点目のたばこ税を引き上げることによる影響ということで先ほど答弁をいただきました。これも何度も言っていることですが、今こういう時流になってくるとなかなか喫煙者を積極的に進めていくというようなことは当然できないわけでありまして、一方でたばこを吸うことも個人の嗜好品であります。ですので、

そういう喫煙の愛好者の方々にとってはなかなか過大な税負担にはなっていくのかなと思いますけれども、先ほども答弁にありましたように一方で社会保障費、特に医療費がふえているということを考えれば、喫煙によっていろんな疾病が引き起こされるといったような因果関係も科学的な立証が行われているような状況を考えれば、そこら辺の負担というようなものを求めるのもやむを得ないのかなと思っております。あとは、今は金額の話でありますけれども、たばこを吸う方も吸われない方も共生してその社会で生活をできるようなことも一緒に考えていかないといけないのかなと思っております。

手持ち品課税のところでありますけれども、こういうようにたばこ税が上がってなかなかたばこの消費がふえなくなると、人間のさがというか、できるだけ節税に努めたいというようなところは出てくるかと思っておりますけれども、一方で納税はやっぱり公平に行われたいといけないわけにありますから、この点特にたばこ小売事業者も減っている中においては市のほうでも相談に応ずるといったようなことも先ほどの答弁にありましたけれども、実際にどれほどのたばこを小売事業者の方がたばこ税を引き上げる前にストックしているのか、そういったような現地調査的なものを行っていかないといけないと思うのですけれども、その辺は市が単独でできるのか、それとも先ほど答弁にあったようにたばこ税の場合には国や都道府県との関係もありますので、その辺の連携といったようなものが今現在どのように行われているのかを含めて、今後こういうような4度にわたる手持ち品課税が実施されるような状況にあっては市としてどう考えているのか、再質疑としてお伺いしたいと思います。

それから、3点目の国民健康保険税の関係でありますけれども、国民健康保険はご承知のようにこれから広域化となって北海道が財政運営を行っていくこととなりますが、過去の議会における質疑等のやりとりを聞いていますと、大きく今の既存の国保の運営体制とは変わっていかないようなお話もありますので、この辺は影響額としては先ほどの答弁にあったように、やはりきちんとした制度に基づいて行われているものでありますから、その辺は安定しているのかなと思っております。この辺は、今後も随所で質疑できる場面等が出てくると思っておりますので、注視をして必要に応じて質疑を行っていききたいと思います。

それから、4点目の病床転換支援金等の関係でありますけれども、先ほどは答弁では国民健康保険料のことに触れられていました。ご承知のように国民健康保険料と国民健康保険税とでは細かいところで違いが出てくるわけではありますが、ただ、今回の税制改正において病床転換支援金の関係は国民健康保険税の大きな1項目として取り上げられていることを考えれば、今現在砂川市でこういったような対象はないということでありながらも、自治体によってはやはり条例の中に織り込んでいるところもあるわけにありますから、砂川市でも影響がなくても市税条例に一応は準則に倣って織り込んでいる例もあります。これは、今私も準則を見ましたけれども、準則の中には入っていませんが、先ほども申しましたように自治体によっては独自の条例ということで、法附則のところの読みかえ

規定を条例の本則の中に入れていたような例もありますので、この辺もぜひ先進地の事例を調査研究して、必要に応じて加えるものであれば加えていただきたいと思います。

それから、固定資産税の関係でありますけれども、負担調整措置の話であります。これも私もちょっと調べてみますと、この負担調整措置がとられている自治体というのはかなり大都市に偏っているということで、今の現状では砂川市ではなかなかこの措置を条例の中に盛り込むということは難しいのかなと思っておりますが、これも先ほど述べた病床転換支援金の話と一緒に、今現在砂川市でそういうことがなくても、もしかすると可能性としては今後砂川市でもこういった制度をとったほうが良いような場合も考えられるわけですから、実際にその制度が使われるかどうかの別としては、やはり税制改正の中に織り込まれた一つの目玉にもなっているものでありますので、この辺についてもしっかりと調査研究をしていただきたいと思います。

それから、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特別特定建築物なのですけれども、これもこの法律を見ると特別特定建築物の定義が非常に広いと。私の見方が間違っていないければ、かなり町内会館ですとか、そういった集会所ですとか、日常にあふれる民間施設をほぼ網羅しているのです。ただ、先ほど答弁にあったように対象施設、ハード的な設備はそういったようなものになっているのですが、これをこの制度を満たすためには文部科学大臣の認定を受けなければならないといったようなこともあるものですから、その辺というのはハードルは高いのかなと思っておりますけれども、今回これについては私のまちの条例で改正規定を入れましたので、これはこういう事例が出てくれば税務課としてもしっかりと対応していただきたいと思います。

それから、中小企業の生産性革命の話ですけれども、まだ中央のほうで議論している途中だということがわかりましたので、また今後について中央のほうで法案が通れば条例改正のほうに向けて動き出していくという答弁もありましたので、これについてはしっかりとやっていただきたいと思います。

1点か2点だったと思っておりますけれども、再質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 何点かのご質問をいただきました。1点目の手持ち品課税の関係でございます。

実地調査ということで、過去に業者への訪問しての実地検査もした例があります。また、最近では実施していない状況でもあります。これについては、税務署あるいは北海道あるいは市と協議をしながら実際にやっているところであり、実際の取り扱いについては協議の中で決定していくというようなところでございます。今般も制度が改正になったというところでありますので、また3者協議等も踏まえて実施するかどうかということについては決定をしていくというようなところであります。

また、病床転換支援条例、国保税に盛り込まないのかというところでは、現在算定の方法等、条例の税率等、現状と同じ形で進んでいくというような状況でありますので、また条例例等にも今現在は入っていないというような状況ではあります。ただし、特例等でその条項を入れているまちもありますので、今後それらについて調査をしながら、どういう形がいいのかというのはちょっとまた検討させていただきたいと思えます。

また、固定資産税の評価がえにおける条例減額制度についてということの継続で制度が支援されているところでもございます。この制度におきましては、特に地価の上昇など税の増額の部分を抑制するような制度であります。当市におきましては、地価の下落が平成12年度以降毎年続いているとか、あるいは時点での修正を行い適正に反映しているというところがございますので、現状においては余りこの制度を使う必要はないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第5 議案第2号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めること
について

○議長 飯澤明彦君 日程第5、議案第2号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程いただきました議案第2号 砂川市固定資

産評価員の選任についての同意を求める案件でございますが、現評価員でございます熊崎一弘氏は平成30年3月31日をもって辞任いたしましたので、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

現市民部長、峯田和興氏を選任いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第2号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

◎日程の追加

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

増山裕司議員より議会運営委員辞任の申し出があり、砂川市議会委員会条例第14条の規定に基づき、議長において4月12日付でこれを許可しました。このことから、議会運営委員の欠員補充の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議会運営委員の欠員補充の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議会運営委員の欠員補充の選任について

○議長 飯澤明彦君 追加日程第1、議会運営委員の欠員補充の選任についてを議題とします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

議会運営委員に中道博武議員を指名します。

◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で日程の全てを終了しました。
これで平成30年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。
閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年4月13日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員